内閣官房令

○内閣官房令第三号

国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）第一条第二号の規定に基づき、寒冷地手当支給規則の一部を改正する内閣官房令を次のように定める。

平成二十八年十月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

寒冷地手当支給規則の一部を改正する内閣官房令

寒冷地手当支給規則（昭和三十九年総理府令第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表岩手県の項中「釜石市橋野町第三四地割二二の四」を「三陸中部森林管理署大槌森林事務所」を削る。

附　則

この内閣官房令は、公布の日から施行する。

省　令

○総務省令第八十七号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第十二条の二の二、第十二条の二の三、第十二条の二の五、第十二条の三及び第三十条の規定に基づき、地方税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年十月三十一日

総務大臣　山本　早苗

地方税法施行規則の一部を改正する省令

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

附則第四条の四第二項第一号中「第四十一条第一項第十一号」を「第四十一条第一項第十一号イ」に改め、同条第三項第一号中「第四十一条第一項第十一号の表のイ」を「第四十一条第一項第十一号イの表の(1)」に、「同表のイ」を「同表の(1)」に、「同表のロ」を「同表の(2)」に、「同表のハ」を「同表の(3)」に、「同表のニ」を「同表の(4)」に改め、同条第七項第一号中「第四十一条第一項第三号イの表の(1)」に改め、同条第八項中「第四十一条第一項第三号」を「第四十一条第一項第三号イ」に改め、同条第十項第一号中「第四十一条第一項第三号の表のロ」を「第四十一条第一項第三号イの表の(2)」に、「同表のロ」を「同表の(2)」に、「同表のハ」を「同表の(3)」に、「同表のニ」を「同表の(4)」に改め、同条第十一項第一号中「第四十一条第一項第三号の表のイ」を「第四十一条第一項第三号イの表の(1)」に改め、同条第二項中「第四十一条第一項第七号」を「第四十一条第一項第七号イ」に改め、同条第十三項第一号中「第四十一条第一項第七号の表のハ」を「第四十一条第一項第七号イの表のハ」に改める。

附則第四条の五第一項第一号中「第四十一条第一項第三号の表のイ」を「第四十一条第一項第三号イの表の(1)」に改め、同条第二項第一号中「第四十一条第一項第三号の表のロ」を「第四十一条第一項第三号イの表の(2)」に、「同表のロ」を「同表の(2)」に、「同表のハ」を「同表の(3)」に、「同表のニ」を「同表の(4)」に改め、同条第三項第一号及び第四項第一号中「第四十一条第一項第三号の表のハ」を「第四十一条第一項第三号イの表のハ」に改め、同条第五項第一号中「第四十一条第一項第七号の表のハ」を「第四十一条第一項第七号イの表のハ」に改め、同条第十四項第一号中「第四十一条第一項第三号イの表の(3)」に改め、同条第十五項第一号中「第四十一条第一項第三号の表のイ」を「第四十一条第一項第三号イの表の(1)」に改め、同条第二十項第一号及び第二十一項第一号中「第四十一条第一項第三号の表のハ」を「第四十一条第一項第三号イの表のハ」に改め、同条第二十二項第一号中「第四十一条第一項第七号の表のハ」を「第四十一条第一項第七号イの表の(3)」に改め、同条第二十四項第一号中「第四十一条第一項第三号の表のイ」を「第四十一条第一項第三号イの表の(1)」に改め、同条第二十五項第一号中「第四十一条第一項第三号の表のロ」を「第四十一条第一項第三号イの表の(2)」に、「同表のロ」を「同表の(2)」に、「同表のハ」を「同表の(3)」に、「同表のニ」を「同表の(4)」に改め、同条第二十六項第一号中「第四十一条第一項第三号の表のイ」を「第四十一条第一項第三号イの表の(1)」に改め、同条第二十七項第一号中「第四十一条第一項第三号の表のイ」を「第四十一条第一項第三号イの表の(1)」に、「同表のロ」を「同表の(2)」に、「同表のハ」を「同表の(3)」に、「同表のニ」を「同表の(4)」に改める。

附則第四条の六第三項第一号中「第四十一条第一項第三号の表のイ」を「第四十一条第一項第三号イの表の(1)」に改め、同条第四項第一号中「第四十一条第一項第三号の表のロ」を「第四十一条第一項第三号イの表の(2)」に、「同表のロ」を「同表の(2)」に、「同表のハ」を「同表の(3)」に、「同表のニ」を「同表の(4)」に改め、同条第五項第一号中「第四十一条第一項第三号の表のイ」を「第四十一条第一項第三号イの表の(1)」に改め、同条第六項第一号中「第四十一条第一項第三号の表のロ」を「第四十一条第一項第三号イの表の(2)」に、「同表のロ」を「同表の(2)」に、「同表のハ」を「同表の(3)」に、「同表のニ」を「同表の(4)」に改め、同条第七項第一号中「第四十一条第一項第三号の表のイ」を「第四十一条第一項第三号イの表の(1)」に改め、同条第八項第一号中「第四十一条第一項第三号の表のロ」を「第四十一条第一項第三号イの表の(2)」に、「同表のロ」を「同表の(2)」に、「同表のハ」を「同表の(3)」に、「同表のニ」を「同表の(4)」に改め、同条第九項第一号及び第十項第一号中「第四十一条第一項第三号の表のイ」を「第四十一条第一項第三号イの表の(1)」に、「同表のイ」を「同表の(1)」に、「同表のロ」を「同表の(2)」に、「同表のハ」を「同表の(3)」に改める。

附則第五条の二第一項第一号中「第四十一条第一項第十一号」を「第四十一条第一項第十一号イ」に改め、同条第二項第一号中「第四十一条第一項第十一号の表のイ」を「第四十一条第一項第十一号イの表のイ」に、「同表のイ」を「同表の(1)」に、「同表のロ」を「同表の(2)」に、「同表のハ」を「同表の(3)」に、「同表のニ」を「同表の(4)」に改め、同条第三項第一号中「第四十一条第一項第十一号イの表のイ」を「第四十一条第一項第十一号イの表のイ」に、「同表のイ」を「同表の(1)」に、「同表のロ」を「同表の(2)」に、「同表のハ」を「同表の(3)」に改め、同条第五項第一号中「第四十一条第一項第三号の表のイ」を「第四十一条第一項第三号イの表のイ」に、「同表のイ」を「同表の(1)」に、「同表のロ」を「同表の(2)」に、「同表のハ」を「同表の(3)」に、「同表のニ」を「同表の(4)」に改め、同条第六項第一号中「第四十一条第一項第三号の表のイ」を「第四十一条第一項第三号イの表のイ」に、「同表のイ」を「同表の(1)」に、「同表のロ」を「同表の(2)」に、「同表のハ」を「同表の(3)」に、「同表のニ」を「同表の(4)」に改め、同条第七項第一号中「第四十一条第一項第三号の表のイ」を「第四十一条第一項第三号イの表のイ」に、「同表のイ」を「同表の(1)」に、「同表のロ」を「同表の(2)」に、「同表のハ」を「同表の(3)」に、「同表のニ」を「同表の(4)」に改める。

附則第八条の三の四第一項中「第四十一条第一項第十一号」を「第四十一条第一項第十一号イ」に改める。

附則第八条の三の四第一項中「第四十一条第一項第三号の表のイ」を「第四十一条第一項第三号イの表の(1)」に、「同表のイ」を「同表の(1)」に、「同表のロ」を「同表の(2)」に、「同表のハ」を「同表の(3)」に、「同表のニ」を「同表の(4)」に改め、同条第二項中「第四十一条第一項第十一号イの表のイ」を「第四十一条第一項第十一号イの表のイ」に、「同表のイ」を「同表の(1)」に、「同表のロ」を「同表の(2)」に、「同表のハ」を「同表の(3)」に、「同表のニ」を「同表の(4)」に改め、同条第三項中「第四十一条第一項第三号イの表のイ」を「第四十一条第一項第三号イの表のイ」に、「同表のイ」を「同表の(1)」に、「同表のロ」を「同表の(2)」に、「同表のハ」を「同表の(3)」に、「同表のニ」を「同表の(4)」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省令第八十八号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十二条の百十四第五項、地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第三十五条の二十一第六項及び第三十五条の二十二並びに地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）第四十一条の規定に基づき、地方税法施行規則及び地方法人特別税等に関する暫定措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年十月三十一日

総務大臣　山本　早苗

地方税法施行規則及び地方法人特別税等に関する暫定措置法施行規則の一部を改正する省令

（地方税法施行規則の一部改正）

第一条　地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第七条の二の九第一号中「平成二十二年十月一日」を「平成二十七年十月一日」に改め、同条第二号中「平成二十一年七月一日」を「平成二十六年七月一日」に改める。

第七条の二の十一及び第七条の二の十四中「平成二十二年十月一日」を「平成二十七年十月一日」に改める。